

答申書

令和 2 年 1 1 月 1 3 日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和 2 年度諮問第 2 号)について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人の滞納していた国民健康保険税、市民税及び県民税並びに固定資産税及び都市計画税を徴収するため、審査請求人が有限会社 及び株式会社 から令和 2 年 8 月分以降支払を受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から国税徴収法(昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号)第 7 6 条第 1 項から第 3 項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権への差押処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

また、事案の経緯については次のとおりである。

- 1 処分庁は、平成 3 0 年度国民健康保険税に関し、平成 3 0 年 6 月 1 3 日付けで地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人に対して納税通知書を発送し、納期限までに納付のなかったものについては、その期別に応じ、法第 7 2 6 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ督促状を発送した。
- 2 処分庁は、平成 3 1 年度国民健康保険税に関し、令和元年 6 月 1 4 日付けで審査請求人に対して納税通知書を発送し、納期限までに納付のなかったものについては、その期別に応じ、それぞれ督促状を発送した。
- 3 処分庁は、平成 3 1 年度市民税及び県民税に関し、令和元年 6 月 1 日付けで審査請求人に対して納税通知書を発送し、納期限までに納付のなかったものについては、その期別に応じ、法第 3 2 9 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ督促状を

発送した。

- 4 処分庁は、平成31年度固定資産税及び都市計画税に関し、令和元年5月1日付けで審査請求人に対して納税通知書を発送し、納期限までに納付のなかったものについては、その期別に応じ、法第371条第1項及び第702条の8第5項の規定に基づき、それぞれ督促状を発送した。
- 5 処分庁は、令和2年度固定資産税及び都市計画税に関し、令和2年5月1日付けで審査請求人に対して納税通知書を発送し、納期限までに納付のなかったものについては、督促状を発送した。
- 6 審査請求人は、上記の納税通知書及び督促状を受け、現実に国民健康保険税、市民税及び県民税、固定資産税及び都市計画税並びにそれらの既発生延滞金のうち一部を納付するなどした。しかしながら、令和2年7月17日までにそれらが完納されないことから、処分庁は、同日付けで法第331条第1項、第373条第1項及び第728条第1項の規定により、本件処分を行った。
- 7 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和2年8月17日付けで本件審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人には、確かに各市税等について滞納の事実があるが、本件処分と間近い時期の令和2年5月8日及び同年6月17日に分納を行っている。

このように納付の意思を示していた審査請求人に対する本件処分は、実益に乏しい又は審査請求人に対する不意打ちの処分であって、著しく不当である。

2 処分庁の主張

(1) 処分の適法性

処分庁の行った本件処分は、法令に則ったものであり、適法である。

(2) 処分の相当性

ア 処分の実益

(ア) 審査請求人は、令和元年12月5日、平成31年度市民税及び県民税並びに固定資産税及び都市計画税について、審査請求人が所持する納付書によって納付するとの約束をしたが、これを履行しなかった。

(イ) また、審査請求人は、令和2年4月23日、自ら平成30年度国民健康保

険税第 8 期から第 10 期までの納付書発行依頼をしたにもかかわらず、平成 30 年度国民健康保険税第 10 期の納付をしなかった。

(ウ) 審査請求人のこうした態度からすれば、本件処分の対象となった滞納額円について完納の見込みがあるとはいえず、債権を保全するために行った本件処分には実益がある。

イ 不意打ちの処分

処分庁は、審査請求人の滞納に対し、度重なる督促及び催告を行っており、また、滞納額が完納されなければ差押えをする旨を通知して審査請求人もこれを認識している。

また、処分庁は、審査請求人に対し、差押えの猶予について相談や何らの約束もしていないため、一部納付があったからといって、差押えが不意打ちになるとはいえない。

第 4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和 2 年 1 1 月 1 3 日	審査庁から諮問書を受付
令和 2 年 1 1 月 1 6 日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和 2 年 1 2 月 7 日	調査審議
令和 3 年 1 月 7 日	調査審議

第 5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

「第 2 事案の概要」のとおり

2 争点についての審査会の判断

(1) 法令の規定

ア 差押えの要件

法第 3 3 1 条第 1 項、第 3 7 3 条第 1 項及び第 7 2 8 条第 1 項(県民税にあっては法第 3 3 4 条の規定により市民税と、都市計画税にあっては法第 7 0 2 条の 8 第 1 項の規定により固定資産税と併せて督促をし、滞納処分をするものとされている。)によれば、市民税及び県民税、固定資産税及び都市計画税並び

に国民健康保険税について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき又は滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに各税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴収職員は、当該市民税及び県民税、固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

他方、債権差押えに関する一般法である民事執行法(昭和54年法律第4号)並びに特別法である破産法(平成16年法律第75号)及び国税徴収法のいずれにおいても、差押えの対象となる財産が債務者の生活維持に不可欠である給与・賞与等である場合には、差押禁止額の範囲を定めることでそのための配慮をしている(民事執行法にあっては第152条、破産法にあっては第34条第3項、国税徴収法にあっては第76条を参照)。

イ 申請による徴収猶予について

法第15条第1項によれば、地方団体の長は、同項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

ウ 換価の猶予について

法第15条の5第1項によれば、地方団体の長は、滞納者が同項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予又は法第15条の6第1項の規定による換価の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

また、法第15条の6第1項によれば、地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の

徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

(2) 本件事案について

ア 差押えの要件について

審査請求人は、本件処分に係る以下の国民健康保険税、市民税及び県民税並びに固定資産税及び都市計画税について、納期限までに納付をしなかった。

(ア) 平成30年度国民健康保険税のうち第4期分ないし第10期分

(イ) 平成31年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第10期分

(ウ) 平成31年度市民税及び県民税のうち第1期分ないし第4期分

(エ) 平成31年度固定資産税及び都市計画税のうち第1期分ないし第4期分

この事実に基づき、処分庁は、審査請求人に対してそれぞれ以下のとおり督促状を発送した。

(ア) 平成30年度国民健康保険税

第4期分ないし第10期分について、平成30年10月19日から平成31年4月19日にかけて

(イ) 平成31年度国民健康保険税

第1期分ないし第10期分について、令和元年7月19日から令和2年4月20日にかけて

(ウ) 平成31年度市民税及び県民税

第1期分ないし第4期分について、令和元年7月25日から令和2年2月25日にかけて

(エ) 平成31年度固定資産税及び都市計画税

第1期分ないし第4期分について、令和元年6月25日から令和2年1月24日にかけて

(オ) 令和2年度固定資産税及び都市計画税

第1期分について、令和2年6月25日

これらに対して、審査請求人は、平成30年度国民健康保険税のうち第4期分ないし第9期分について令和元年7月26日から令和2年6月17日にかけて納付を行ったが、それ以外の上記督促状に係る各税については、処分庁が督

促状を発送した日から起算して10日を経過しても、当該各税を完納しなかった。

以上の事実経過から、本件に関して、処分庁が滞納者である審査請求人の財産を差し押さえるための要件は充足されており、実際に差し押さえられた金額も国税徴収法第76条の定める差押禁止額の範囲を超えるものではないので、本件処分に違法はない。

イ 申請による徴収猶予及び換価の猶予について

審査請求人は、本件において、処分庁に対し、徴収猶予又は換価の猶予の申請を行った事実はもとより、換価の猶予を受けるために、換価によって「その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれ」があることについて事情を説明したり、協議を申し出たりした事実も認められない。

よって、処分庁がこれらの処分を行わなかったことに違法はない。

ウ 職権による換価の猶予について

審査請求人には、不定期にはあれ本件各税の一部について納付の事実を認めることができる。確かに、法第15条の5第1項は、滞納者が「徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるとき」は、地方団体の長が職権で換価の猶予をすることができる旨規定する。また、法第15条の6第1項も、滞納者が「徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるとき」には、滞納者の申請に基づき、地方団体の長が換価の猶予をすることができる旨規定する。

しかしながら、これらの一部納付も、例えば平成31年に限って見ても、平成31年度税額 円に対して、納付された額が 円にとどまるだけでなく、未納額はなお拡大している。

職権による換価の猶予を行うか否かについては、処分庁に一定の裁量が認められる。本件では、滞納額の一部納付があっても、なお滞納額の解消に至るには十分でないという客観的事実に加え、審査請求人が換価の猶予の申請はもちろん、その前提となる事情としての徴収金の納付又は納入によって「その生活の維持を困難にするおそれ」があるとの説明等も行っていないという事実に鑑みれば、納付又は納入について「誠実な意思を有する」と認めることはできず、

処分庁が職権で換価の猶予を行わなかったとしても、処分庁の裁量権行使に逸脱や濫用の違法があったとは認められない。

以上述べたように、本件に関して処分庁が行った処分に違法があったとは認められない。

エ 本件処分の相当性について

審査請求人は、本件処分が実益に乏しい又は不意打ちの処分であって著しく不当であると主張する。

しかし一方で、かなりの額の滞納があり、再三の督促及び催告にもかかわらず完納に至らないという事実がある以上、法律の規定に基づいて債権を保全することには十分な実益がある。

他方で、審査請求人に対しては、上に述べた督促及び催告に加えて、滞納額が完納されなければ差押えをする旨も告知されているのであるから、不意打ちという主張にも理由がない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 結論

よって、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上